

憲章の現規定と改正案との対照表(ゴシック部分が変更点)

条項	現規定	改定後の規定
第3条第6号改正 部員の定義	6 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。	6 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に部員登録された学生をいう。
第3条第7号改正 選手の定義	7 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。	7 選手 試合・大会において選手登録された部員をいう。
第3条第9号の改正 審判員の定義	9 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者	9 審判員 学生野球団体の各規則、学生野球団体との契約等の選任方法のいかんを問わず、審判の任にあたる者
第7条第5項、第6項 学校長が謹慎などの場合の規定の追加	第5項はなし	5 学校長が不在となった場合または学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けた場合は、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、当該校が学校長代行者として指名する者(指導者として野球活動にかかわることができない処分を受けていない者に限る。)を学校長として扱うことができる。
	第6項はなし	6 学校長代行者の権限は、新たな学校長が選任されまたは学校長が指導者として野球活動にかかわることができない処分が終了もしくは解除された場合には終了する。
第11条第1項 表題の訂正	(試合・大会出場選手資格) 第11条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。	(選手登録資格) 第11条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第2条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。
第11条第2項 選手登録資格の停止規定	第2項はなし	2 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、注意・厳重注意を受けた部員について、付随して必要な指導・措置として、期間を定めまたは試合・大会を特定して、選手登録資格を停止することができる。
第26条第4項 指導の用語の修正	4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導をすることができる。	4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導・措置をすることができる。
第27条第4項 指導の用語の修正	4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付隨して指導をすることができる。	4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付隨して指導・措置をすることができる。
第27条第1項 処分の対象行為たる指導・措置の整理	第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員及び学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。	第27条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員及び学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条第4項もしくは本条第4項の指導・措置に従わない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。
第28条第3号 選手登録抹消・選手登録資格喪失の用語の整理	③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失	③ 部員登録抹消・部員登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ部員登録をしている者については部員登録を抹消し、処分対象者が部員未登録の場合には、部員登録資格の喪失